

法 人 名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	法 人 番 号	申告区分
			事 業 年 度	平成 年	年 月 日 から	平成 年	年 月 日 ま で

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人						
資本金等の額 別表5の2下表2②又は⑩若しくは⑪	①	兆	十億	百万	千	円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②					
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人						
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	⑤	兆	十億	百万	千	円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥					
差引 ⑤-⑥	⑦					
外国の事業に係る控除額 又は(⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧					
再差引 ⑦-⑧	⑨					
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑯	⑩					
課税標準の特例に係る控除額 ⑯	⑪					
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫					
特定内国法人						
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬					%
非課税事業をあわせて行う法人						
国内における非課税事業に係る期末の従業者数 ⑭	⑮					人
国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 ⑮	⑯					

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号関係							法附則第9条第4項から第7項関係						
資本金等の額 別表5の2下表2②	⑯	兆	十億	百万	千	円	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬又は(⑨-⑩)	⑰	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	⑱					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑲						未収金の帳簿価額	⑲					円
仮計 ⑯+⑰-⑲	⑳						総資産価額	⑳					
法附則第9条第1項関係							課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑱)又は(⑰×⑲/⑳)	㉑	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1②	㉒												
法附則第9条第1項に係る額 ㉒×2	㉓												

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	㉔	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数 ㉕	㉖					人
外国の事業に係る控除額 ㉔×㉕/㉖	㉗						期末の総従業者数 ㉘	㉙					
差引 ㉔-㉗	㉚						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人						
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉚×㉖/㉙	㉛						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数 ㉜	㉝					人
控除額計 ㉗+㉛	㉜						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数 ㉝	㉞					

第6号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号、法第72条の22、政令第20条の2の23又は法附則第9条第1項、第4項から第7項までの規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- 2 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付してください。
- 3 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類を添付してください。
- 4 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類を添付してください。